CORPORATE GOVERNANCE

DEAR LIFE CO.,LTD.

最終更新日:2020年12月25日 株式会社ディア・ライフ

代表取締役社長 阿部 幸広

問合せ先:取締役コーポレートストラテジーユニット長 秋田 誠二郎

証券コード:3245

http://www.dear-life.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、迅速、透明かつ健全な経営体制のもと、株主・顧客・取引先・従業員・社会等当社が関わるすべてのステークホルダーの利益を尊重し、良好な関係性を維持することが、当社グループの持続的成長と企業価値最大化の実現に必要不可欠なものと認識しております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題であると認識しており、適切かつ迅速な意思決定の実行、意思決定に対する監視機能の強化、コンプライアンス体制の確立、内部統制システムの充実・強化及びステークホルダーとの良好な関係の構築など、経営体制や経営組織、経営システムの整備に、継続的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-5 実質株主による議決権行使

信託銀行等の名義で保有する機関投資家などの実質株主が株主総会に出席して議決権を行使することは、株主名簿上の株主と相違するため認めていませんが、今後、機関投資家のご意見などを踏まえ、実質株主の株主総会への出席方法の検討に努めます。

補充原則3-1-2 英語での情報開示

第2四半期決算及び期末決算において、英文での決算説明資料を作成し、ホームページにて開示しております。引き続き、株主構成の状況や株主・投資家のご意見を踏まえ、英文での情報開示の範囲を拡大してまいります。

補充原則4-1-3 後継者の計画

後継者の計画を重大な課題と考えておりますが、現在は最高経営責任者である代表取締役社長の後継計画を明確に策定しておりません。今後取締役会で協議の上、後継者の選考方法について検討してまいります。

○補充原則4-3-3 代表取締役社長の選解任

最高経営責任者である代表取締役社長の選解任について任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえた上で協議し、適切に決定してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております、

https://www.dear-life.co.jp/ir/

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ディアネス	13,525,400	34.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	933,900	2.41
SMBC日興証券株式会社	928,400	2.39
阿部 幸広	798,300	2.06
阿部 晶子	624,000	1.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	526,100	1.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	511,300	1.32
藤塚 知義	368,200	0.95
高橋 暁子	365,500	0.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	312,100	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	9月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
戊 苷	周 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
横山 美帆	他の会社の出身者												
穴井 宏和	他の会社の出身者												
伊藤 天心	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 」 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 美帆		独立役員に指定しております。 (略歴) 1993年4月 (㈱カーギルジャパン入社 2006年12月 Carval Investors Pte.Ltdへ出向 2017年12月 弁護士登録(第一東京 弁護士会) 当社取締役(現任) 清水謙法律事務所 入所(現任) 2018年6月 (㈱インフォネット 社外監査役(現任)	(招聘理由) 米国系商社での不動産投資における豊富な実務経験と法律の専門家としての見識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制を強化していただくために選任いたしました。 (独立役員選任理由) 当社と横山美帆氏において、取引関係は一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また横山美帆氏本人においても、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

穴井 宏和	(招聘理由) 国内外の証券会社において企業の財務・経営分析を通じて培われた不動産セクターへの幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制を強化していただくことで、当社の経営体制を強化していただくために選任いたしました。 (独立役員選任理由) 当社と穴井宏和氏において、取引関係は一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また穴井宏和氏本人において、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
伊藤 天心	独立役員に指定しております。 (略歴) 1991年4月 (株)西洋環境開発入社 1999年7月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ(現様DAホールディングス)入社 2001年4月 (株)モルガン・スタンレー・ブロパティ入社 2003年7月 モルガン・スタンレー・ジャーパン・リミテッド(現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)入社 2003年12月 三菱UFJ証券株)(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)入社 2006年8月 (株)MK Capital Management (現株イデラ・キャピタル・マネージメント)入社 2013年8月 トーセイ(株)入社 2013年9月 (株)ア・ティーコーポレーション 取締役(現任) 2017年7月 M&G Real Estate Japan(株代表取締役社長 (2020年2月 (株)クール・インベストメンツ専務取締役(現任) 2020年12月 当社取締役就任(現任)

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、年4回の会計監査人よる法定監査及び四半期レビューの結果報告及び説明を受けるとともに、必要に応じ、監査計画、監査 実施状況等についてのミーティングを開催するなど、情報の交換、共有化を行い、相互連携による監査を実施しております。

内部監査担当は、年間監査計画や監査活動の報告を監査役に提出し、必要に応じて監査役の監査補助や往査の同行を行うなど、適宜監査役との連携を図ってまいります。また、監査役と内部監査担当は、必要に応じて随時会合を開催し、コンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する意見交換も行ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
Ca Ca	周 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
石田 浩通	他の会社の出身者													
阿部 海輔	公認会計士													
馬塲 一徳	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)^{更新}

	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 浩通	(m 19 19 20 20 20	は立役員に指定しております。 は立役員に指定しております。 はををします。 はををします。 はをはまする。 はなります。 はなります。 はないでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まず	(招聘理由) 金融機関及び公共インフラ企業における 長年の経験と法令・財務・企業経営の統治に 関する豊富な知見を有しているため (独立役員指定理由) 石田浩通氏は、当社のメインパンクである三 菱UFJ銀行の前身の東海銀行に在籍しておりました。当社、三菱UFJ銀行で資本関係は無いことから、当社と三菱UFJ銀行との取引において意思決定に対し影響を与え得る関係は無いものと判断しております。 また、石田浩通氏は同行及び同社を退社しており、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
阿部 海輔	独 (開 20 20 20 20 20 20 20	立役員に指定しております。 1位では	(招聘理由) 公認会計士として活動されており、財務会計や法令等に関して高度で専門的な知見を有しているため (独立役員指定理由) 当社と阿部海輔氏の現経営法人において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る関係は無いものと判断しております。また、阿部海輔氏本人においても、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

独立役員に指定しております。 (略歴) 1990年4月 住友商事株式会社入社 1993年9月 住宅·都市整備公団 (招聘理由) (現独立行政法人都市再 税理士として活動されており、税務や法 生機構)入社 令等に関して高度で専門的な知見を有して 2001年12月 新創監査法人入社 いるため 2005年1月 新創税理士法人入社 (独立役員指定理由) 2006年2月 税理士登録 当社と馬塲一徳氏の現経営法人におい 馬塲 一徳 2007年9月 馬塲一徳税理士事務所 て、取引関係は一切無いことから、意思決 設立(現任) 定に対して影響を与え得る関係は無いもの 当社監査役就任(現任) 2008年5月 と判断しております。また馬塲一徳氏本人 2012年7月 桜丘アカウンタックス においても、株主の負託を受けた独立役員 有限責任事業組合 として、中立・公正な立場を保持していると 代表組合員(現任) 判断しております。 2019年6月 東京税理士会渋谷支部 副支部長(現任) 株式会社渋谷税理士 会館取締役(現任)

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役3名及び社外監査役3名は、全員独立役員の基準を満たしておりますので、その全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、担当職務や貢献度に各事業年度における業績を考慮したうえで、外部調査機関による役員報酬調査データに照らして 客観性を高め、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションにつきましては、業績及び企業価値増大による株価の上昇に対する役員の目的を明確にするために、以下の行使条件による有償ストックオプション(新株予約権)を付与しております。

第4回新株予約権:2017年9月期および2018年9月期のいずれかの期の連結経常利益が18億円を超過した場合、50%を行使可能に、25億円を超過した場合、100%を行使可能とする。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、担当職務や貢献度に各事業年度における業績を考慮したうえで、外部調査機関による役員報酬調査データに照らして客観性を高め、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションにつきましては、業績及び企業価値増大による株価の上昇に対する役員の目的を明確にするために、以下の行使条件による有償ストックオプション(新株予約権)を付与しております。

第4回新株予約権:2017年9月期および2018年9月期のいずれかの期の連結経常利益が18億円を超過した場合、50%を行使可能に、25億円を超過した場合、100%を行使可能とする。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の取締役報酬につきましては、1億円以上である者が存在しないため、開示しておりませんが、有価証券報告書、営業報告書 (事業報告書)に取締役の年間報酬総額を開示しております。

第16期(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の役員報酬の内容 取締役

> 支給人員:7名 支給額:86,489千円

(うち社外取締役)

支給人員:2名 支給額:2,400千円

監查役

支給人員:3名 支給額 :6,080千円

(うち社外監査役) 支給人員:3名 支給額 :6,080千円

(注)

- 1.2020年12月24日における社内取締役は5名、社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。
- 2. 株主総会決議における限度額は以下のとおりであります。

取締役 年額 7億円以内 監査役 年額 1億円以内 (2005年12月22日制定)

3.譲渡制限付株式報酬の上限は年額1億円および25万株であり、その対象は社外取締役を除いた当社取締役であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、担当職務や貢献度に各事業年度における業績を考慮したうえで、外部調査機関による役員報酬調査デー タに照らして客観性を高め、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、総合的に勘案して決定しております。各取締役の報酬額は取 締役会の授権を受けた代表取締役が決定し、各監査役の報酬額は監査役会における協議により決定しております。

また、取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を導入しております。社外役員の報酬につい ては、職責に照らしその独立性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役及び監査役の補佐)

社外取締役及び監査役を補佐するコーポレートストラテジーユニットにて、必要な事務連絡・調整を行っております。

(社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制の概要)

社外取締役及び監査役に、取締役会の議案や資料を事前に提供しております。

また、社外監査役には常勤監査役が必要な情報を提供しております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) **更新**



1. 取締役会

当社の取締役会は社外取締役3名を含む8名(男性6名・女性2名)で構成されております。毎月1回開催される定時取締役会では、法令及び定 款に定められた事項、経営に関する重要な事項の審議及び決定や各事業の進捗状況及び業務執行状況を検討、確認しております。また、重要な 議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

なお、月次決算数値についての報告もなされ、当社経営陣が業績を適宜把握しております。

2. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名(男性3名)で監査役会を組織し、定期的に監査役会を開催 しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役 の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

3.内部監査

当社には内部監査を行う独立のユニットはありませんが、コーポレートストラテジーユニット長1名及び代表取締役社長により任命されたコーポ レートストラテジーユニットに属さない者2名によって構成され、相互に牽制する体制を採用しており、法令及び社内規程の準拠性並びに業務遂行 の適正性に関する監査などを、適宜実施しております。

4.会計監查人監查

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約をEY新日本有限責任監査法人と締結し、定期的な監査のほか、会 計上の課題等について随時協議、確認し、適正な会計処理・開示に努めております。

なお、当社とEY新日本有限責任監査法人及び同法人業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は小規模経営ですので、、社内の業務に精通した取締役が、業務執行の責任者として日常業務を統括し、取締役会で経営判断及び業務執 行の監督を行うことにより、機動的かつ効率的な経営を行う体制をとっております。

ー方、業務の適法性・適正性監査を担う監査役会による取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役は3名全員社外監査役であ ります。 加えて、客観的な意見陳述や公正・中立的立場からの業務執行の監督及び取締役会に対する監視機能を強化するため、社外取締役3名 を選任しており、十分な経営の監視体制が確保できているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化をはかり、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の会社決算月は9月であり、定時株主総会は12月下旬に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主にとって議決権を行使しやすい環境の整備の一環として、電磁的方法による議決 権の行使が可能です。
その他	駅から近く、利便性の良い株主総会開催場所を選ぶ等、株主に負担の少ない設定を実施 致します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明		
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(www.dear-life.co.jp/ir/index.html)にて、PR情報、適時開示情報、有価証券報告書、決算説明資料、招集通知、株主向け事業報告書等の資料を掲載しております。		
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートストラテジーユニットが担当いたします。		
その他	機関投資家向けに、年間数回訪問によるIR活動を実施しております。		

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明		
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対して、開示すべき全ての情報についてタイムリーディスクロー ズを実施することとしております。		
その他	当社は、女性の活躍を推進するため、男女の隔たりな〈人材育成や適材適所配置を実践し、現在では総務、不動産仕入・人材派遣などの営業系職種、広報など幅広い分野において、多〈の女性が主導的立場を担い活躍しています。また、出産、子育て、介護などライフステージの節目においても社員が活躍できるよう、「短時間勤務」「フレックスタイム」など多様な働き方の選択が可能な制度を設けております。 なお、当社の取締役会は5名の社内取締役と3名の社外取締役で構成されておりますが、そのうち社内取締役の1名と社外取締役の1名は女性であります。		

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うほか、職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

- (2) 監査役は、取締役会のほか、社内における重要な会議への出席や日常の業務監査により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。
- (3) 業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、顧問弁護士や警察等外部関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会等の重要な会議の議事録や稟議書などの重要書類や、財務・リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役及び監査役が常時これらの媒体を閲覧可能な状態を維持する。

- 3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社グループの業務遂行に係るリスクに関して、当社グループ各社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行った上で、当社グループ各社の相互の連携のもと、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うなど、リスクマネジメントを実施する。
- (2) グループ会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社及びグループ会社が受ける体制を整備する

ほか、当社又はグループ会社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社、グループ会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。

(3) 当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査担当による当社及び当社子会社全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性·有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

監査役及び内部監査担当は、当社グループ各社のリスク管理の実効性について調査する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の効率性を確保するため、意思決定プロセスの簡素化の推進及び組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等による、それぞれの職域と権限の明確化を図る。
- (2) 取締役会において、当社及び当社グループとして達成すべき目標として中期経営計画及び年度経営計画等の全社的目標を定め、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行にフィードバックする。
- (3) 月1回開催する取締役会において、業務の進捗報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
- 5. 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。
- (2) グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、月1回開催する取締役会に、子会社代表者の出席を求めるなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。
- (3) 監査役は必要に応じて、グループ会社の業務状況等を調査する。また、内部監査担当は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。
- (4) グループ会社において、当社、グループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを 推進する。グループ会社は、コンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、 当社、グループ会社で一体として対応する。
- 6.監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- (2) 補助使用人は、監査役の指揮・命令に服する。人事異動及び処遇については、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
- (3) 当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- 7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及び当社グループ会社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとる。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループについて法令に違反する事実や会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとし、その報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- (4) 内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
- 8.監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂 行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役と定期的にミーティングを持ち、業務の状況のヒアリングや監査上の重要課題について意見交換を行うものとする。また、内部監査担当や会計監査人とも定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人や内部監査担当から報告を求めるなど、連携のもと監査を有効に行っていくものとする。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況及び具体的な取り組みについては、当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士等との連携を図っております。

取引先等に対しても、各種契約書類に「反社会的勢力排除条項」の記載をおりこむなど、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して行っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は以下の通りです。

(1)新規取引先に対するチェックの方法

新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行います。加えて、取引時には反社会的勢力排除に 関する確認条項を記載した取引契約書を締結しており、これらのプロセスが行われていない場合は、取引が開始できないこととしております。

(2)株主に対するチェックの方法

毎年9月末時点の株主について、当社の株主名簿管理人に依頼し、反社会的勢力に該当する株主の有無についての情報提供を受け、当社株主に対するチェックを行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

── 111	¬ ロユーノカー	~~ ~	· • • ·	の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

